

にぎわい交流館の使用申請について

1.使用予約

①利用予定日6ヶ月前から予約が可能となります。申請までに電話にて予約を行ってください。

連絡先: 〒708-8501 津山市山北 520

津山市役所 都市建設部 都市基盤整備課 都市整備係

TEL)0868-32-2097 FAX)0868-32-2155

E-mail: toshikiban@city.tsuyama.lg.jp

2.申請

①電話予約の後使用予定日2ヶ月以内となり次第、メール、FAX、郵送又は直接窓口にて速やかに申請書を提出してください。

②申請書提出の際に、使用料の納付方法について下記より選択してください。

・指定金融機関

・直接振込

・郵便為替

※予約後使用予定日2ヶ月以内となり1週間以内に申請書の提出が無い場合は予約を取り消します。

※使用予定日2ヶ月前の申請は受け付けません。ただし予約については6ヶ月前から受け付けます。

※原則使用予定日2週間前までに申請を行ってください。

3.納入通知書の送付及び使用料の納付

①納入通知書を郵送、又は直接窓口にてお渡しします。

②所定の期日までに使用料を支払い、支払いの事実が確認できる書類を FAX またはメールにて提出してください。

※直接振込及び郵便為替を希望する場合の手数料等については申請者で負担してください。

※指定期日までに納付が無い場合、又は支払いの事実が確認できない場合申請を取り消します。

※使用予定日7日以内のキャンセルについては使用料の還付は致しかねます。

にぎわい交流館の使用申請について

4.許可証の発行

- ①使用料の納付、又は支払いの事実が確認でき次第許可証を発行します。
- ②許可証は郵送、又は直接窓口にてお渡しします。

5.施設の使用

- ①使用時は許可証を持参し、係員に提示を求められた場合は速やかに提示して下さい。

※にぎわい交流館(交流施設)は、開館時間内での使用に限られるため、鍵の受け渡し等はありません。

※使用後の清掃と、使用に伴うゴミは持ち帰りをお願いします。

6.使用時間について

- ①午前7時から午後8時まで

7.使用料について

- ①1日につき2,040円